

高齢者や障害者、子どもや女性に対する人権侵害をなくそう



高齢者や障害者、子どもや女性に対する暴行・虐待や嫌がらせなど様々な人権問題が起きています。全国の法務局では、面談や電話・インターネットなどで、こうした被害を受けて困っているかたやそれを見聞きしたかたからの相談を受け、救済に取り組んでいます。もし思い悩んだら、一人で抱え込まずいつでもご相談ください。法務局職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間ボランティア）が相談者の悩みを解決するため、一緒に最善の方法を考えていきます。



人権侵害ってなに？

人権とは、「**全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利**」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。私たちの日常生活の一番基本のルールといえるものであり、幸せに生きるために誰にでも認められる基本的な権利です。しかし、その**人権をめぐって暴行や虐待・差別など様々な問題**が生じています。

例えば、**高齢者や障害者に対する人権問題**があります。

特に深刻な**暴行・虐待**などの被害に遭いやすいのが、**介護や支援が必要なかた**たちです。虐待には身体的なものだけでなく、**心理的・経済的・性的虐待**や**ネグレクト**（世話の**放棄**）なども含まれます。



どこに相談すればいいの？

法務局が開設している**人権相談所**において、**法務局職員**や**人権擁護委員**が**面談**や**電話・インターネット**などで**人権問題**に関する**相談**を受け付けています。**人権侵害**と思われるような**不当な差別**や**暴行・虐待**について、一人で悩まず**ご相談**ください。周囲で見聞きしたかたからの**相談**も受け付けています。



第 2 9 1 号
2026年6月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター内）
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり

6月1日は人権擁護委員の日です！

人権擁護委員の日とは？

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取り組みを展開しています。

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、こうした官民連携の取組は、諸外国でも例を見ないものです。

出典：「人権の擁護」法務省人権擁護局 冊子

和束町の人権擁護委員さん

楡谷 正樹さん 岡田 文利さん 西田 ひろ子さん



3人とも、とても優しく親身に相談に乗ってくださいます。
ちょっとした相談事でも構いませんのでどうぞお気軽にご相談ください。

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

6月の相談日

月日・・・6月26日（金）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

